

Press Release

公 開 頭撮り可

令和2年2月4日

照会先:厚生労働省健康局健康課地域保健室

(担 当) 地域保健室長 主藤

室長補佐 十川

(代表番号) 03(5253)1111 (内線 2332、2398)

(直通電話) 03(3595)2190

報道関係者各位

新型コロナウイルス感染症の対応に関する全国衛生主管部(局)長会議の開催について

このたび、都道府県、保健所設置市、特別区を対象とした「新型コロナウイルス感染症の対応に関する全国衛生主管部(局)長会議」を開催しますので、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 開催日時 令和2年2月6日(木) 13:30~15:30 (開場:12:30)
- 2 場 所 中央合同庁舎第5号館 厚生労働省 低層棟2階 講堂 (東京都千代田区霞が関1-2-2)
- 3 内 容
- (1)新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について
- (2)新型コロナウイルス感染症に係る帰国者の健康状態の新たなフォローアップ体制
- ※ 内容は現時点での予定であり、追加・変更がある旨、御承知置きください。
- 4 入館にあたって

厚生労働省への入館にあたっては、「本人確認できる証明書(※1)」をご持参いただき、 警備員に提示してください(※2)。

- ※1 運転免許証、パスポート、社員証、学生証、マイナンバーカード、年金手帳、障害者手帳、健康 保険証、その他公的機関発行の証明書など(顔写真付きが望ましい)
- ※2 提示場所:正面玄関(1階)または東京メトロ霞ヶ関駅B3b出口(地下1階)

5 傍聴について (報道関係者のみ)

(1) 留意事項

会場の都合から、<u>傍聴につきましては、報道関係者のみとさせて頂き、一般傍聴については、お受けいたしません。</u>傍聴を希望する報道関係者につきましては、次の留意事項を遵守してください。これを遵守できない場合は傍聴をお断りすることがあります。

- (ア)事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- (イ)携帯電話など音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- (ウ)写真撮影やビデオカメラ等の使用は事務局の指示に従ってください。
- (エ)傍聴中、会議内容に対する発言や賛否の表明、拍手等はできません。
- (オ)傍聴中、飲食等はご遠慮ください。
- (カ)静粛を旨とし、会議の妨害となるような行為は謹んでください。
- (キ)危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると 認められる方は傍聴することができません。
- (ク) 開場は12:30です。 開場時刻前に、講堂に立ち入ることはできません。

(2) 申し込み方法

傍聴を希望される報道関係者の方は、別紙1「傍聴申込書」に記入の上、電子メールに てお申し込みください。

- 会場には報道関係者席を設けておりますので、指定の場所にて傍聴をお願いいします(別紙2「配置図」参照)。
- スペースの関係から、希望者が多数の場合は抽選を行い、傍聴できない場合もありますので、ご了承ください。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、事前にご連絡を差し上げます。(傍聴可能な方には特段お知らせいたしません。)
- 会場は2階となるため、車イス等をご利用される方(エレベーターによるフロア移動が必要な方)は、一時通行証の発行が必要となります。一時通行証の発行をご希望される場合は、別紙3「車イス等利用者事前連絡用紙」に必要事項を記入の上、電子メールにてお申し込みください。
- ·申込期限 2月5日(水)15時OO分【必着】
- •申込先 厚生労働省健康局健康課地域保健室

E-mail: communityhealth@mhlw.go.jp

(3)会議資料について

資料につきましては、後日、当省ホームページに掲載する予定です。

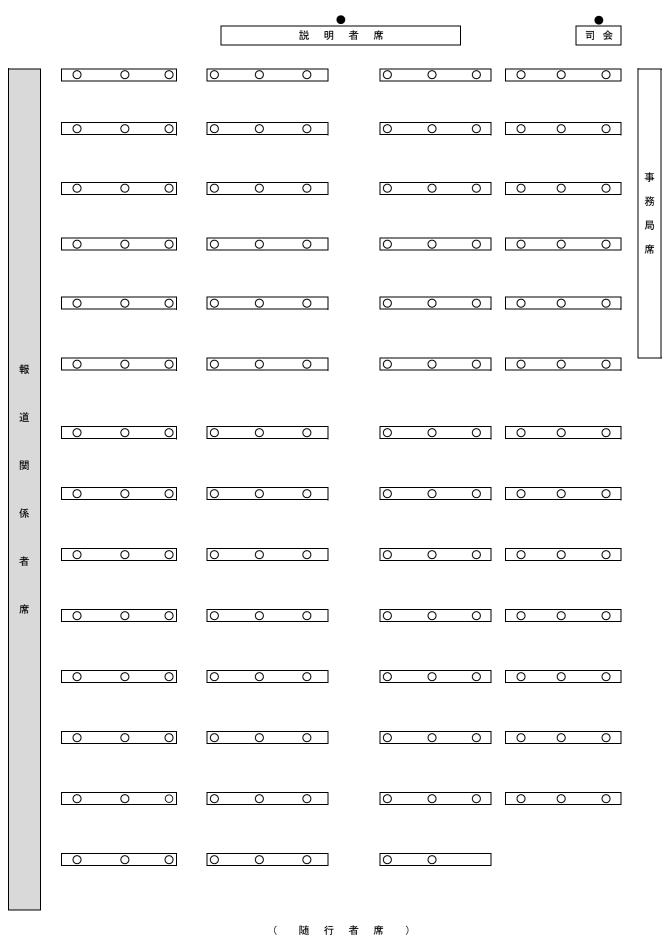
新型コロナウイルス感染症の対応に関する全国衛生主管部(局)長会議 【傍聴申込書】

※傍聴につきましては、報道関係者のみとさせて頂き、一般傍聴については、お受けいたしません。

【傍聴希望者】

No.	氏名	フリガナ	勤務先又は所属団体	電話番号	FAX番号	メールアドレス	備考	撮影希望
1								
2								
3								
4								
5								

新型コロナウイルス感染症の対応に関する全国衛生主管部(局)長会議 【配置図】



新型コロナウイルス感染症の対応に関する 全国衛生主管部(局)長会議 車イス等利用者事前連絡用紙

●電子メール送信先

communityhealth@mhlw.go.jp

厚生労働省健康局健康課地域保健室 宛

新型コロナウイルス感染症の対応に関する全国衛生主管部(局)長会議において、 フロアの移動にエレベーターが必要となるため、一時通行証の発行を希望します。

【必須】車イス等利用者氏名	(ふりがな)				
(複数人の場合は代表者)	(漢 字)				
【複数人の場合】総人数	(介助者を含めて) 計 人				
【必須】住所					
【必須】電話番号					
【必須】勤務先または所属団体					
備考					

令和2年2月5日(水)15時必着

- (注1)介助の方が同伴される場合は、その方も含めて一時通行証の発行を行いますので、 忘れずにご記入ください。
- (注2)当日は、1階正面玄関または地下1階東京メトロ霞ヶ関駅B3b出口より中央合同 庁舎第5号館内に入り、左手の<u>受付カウンターにて、本人確認できる証明書を提</u> 示の上、ゲート通過に必要な一時通行証の貸し出しを受けてください。